

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付申請に対する不承認決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和 4 年 1 月 4 日付けで行った手帳の交付申請に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

手帳の申請をしたが、障害等級に定める精神障害に該当しないと決定がされた。不服であり、手帳を交付してもらいたい。

理由は、不承認の理由として中断のない薬物治療継続が 6 か月と記載されていたが、薬物に頼らず医師や心理士による治療の継続をしており、特に就労などに関して社会的支援を受けたいと希望しているからである。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年8月15日	諮問
令和5年10月12日	審議（第82回第3部会）
令和5年11月13日	審議（第83回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）

45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨規定している。

法45条2項で定める精神障害の状態については、同項により政令に委任されているところ、これを受けて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（以下「法施行令」という。）6条1項は、同条3項に規定する障害等級に該当する程度のものとする旨規定し、同項において、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態を別紙2のとおり規定している。

(2) 障害等級の判定については、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」とい、判定基準と併せて「判定基準等」という。）により、精神疾

患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」と「能力障害（活動制限）の状態」の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている。

- (3) 法45条1項の規定による認定の申請の際提出する書類として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則23条2項1号が医師の診断書を掲げていることから、上記「総合判定」は、同診断書の記載内容全般に基づき、客観的になされるべきものである。
- (4) 法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ（法51条の13第1項参照）、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものである。

## 2 本件処分についての検討

### (1) 精神疾患の存在について

本件診断書の「1 病名」欄及び「3 発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄の記載内容から、請求人は、主たる精神障害として「注意欠如・多動性障害」（ICDコードF90.0）を、従たる精神障害として「自閉スペクトラム症」（同F84.9）を有することが認められる（別紙1・1及び3）。

### (2) 精神疾患（機能障害）の状態について

ア 留意事項によれば、精神疾患の種類を問わず精神疾患（機能障害）の状態の判定については、「精神疾患の原因は多種であり、かつ、その症状は、同一原因であっても多様である。したがって、精神疾患（機能障害）の状態の判定に当たっては現症及び予後の判定を第1とし、次に原因及び経過を考慮する。」とされており（留意事項2・(1)）、さらに「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮」し（同・(2)）、「長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする。」とされている（同・(3)）。

イ これを本件についてみると、請求人は、2005年（平成17年）頃〇〇クリニックを受診し知能検査を受け、就学についての助言を得た後は、心理相談を複数回受けるのみで、通院治療を含めその他の継続的な支援は受けていなかったものと認められる（別紙1・2及び3）。請求人が審査請求時に添付した本件医師による意見書（以下「本件医師意見書」という。）によれば、令和3年2月18日、請求人は、病院は異なるものの、本件医師の下での治療を開始しており（本件医師意見書2頁）、「行動的治療（心理治療）」を「外部の教育機関と連携しながら集中的に実施して」いたものの（同3頁）、薬物治療は行われてこなかったことが認められる（同2頁）。また、本件診断書の作成日と本件診断書作成医療機関である本件医院の初診日とが同日（令和4年8月6日）であることが認められる（別紙1・2・(2)）。

そうすると、請求人は、今後の長期間の薬物療法により、精神疾患（機能障害）の状態が変化する可能性が考えられること、前医療機関を含む本件医師の治療下にあった令和3年2月18日以降は薬物治療は行われておらず、本件診断書の作成日時点において「長期間の薬物治療下」（留意事項2・(3)）にあったとはいえないことから、留意事項に照らせば、請求人の精神疾患（機能障害）の判断を行うことはできないといわざるを得ない。よって、請求人の精神疾患（機能障害）は、法施行令6条3項所定の障害等級に該当しないと判断するのが相当である。

(3) 能力障害（活動制限）の状態について

ア 留意事項によれば、能力障害（活動制限）の状態の判定に当たっては、「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する。」とされ（留意事項3・(2)）、その判断は、「治療が行われていない状態で」行うことは「適当ではな」く、「十分に長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする。」とされている（同・(3)）。

イ これを本件についてみると、上記(2)・イのとおり、請求人は、

本件診断書の作成日時点において「十分に長期間の薬物治療下」にあったとはいえず、留意事項に照らせば、請求人の能力障害（活動制限）の判断を行うことはできないといわざるを得ない。よって、請求人の能力障害（活動制限）は、法施行令6条3項所定の障害等級に該当しないと判断するのが相当である。

#### (4) 総合判定

上記(2)及び(3)で検討した結果に基づき総合的に判断すると、請求人の精神障害の程度は、障害等級非該当と判定するのが相当であるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は上記第3のことから、本件処分の違法又は不当を主張している。

しかし、障害等級の該当性に係る総合判定は、上記1・(3)のとおり申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づき客観的になされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人の精神障害の程度は、障害等級非該当と判定するのが相当であることは上記2のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

なお、本件医師は、本件医師意見書において、薬物治療は従来の非発達障害に対してのものであり請求人が有する発達障害には該当しないものと理解していること、治療の選択は患者との共有意思決定に基づくべきであり、アプリアリに手帳申請の要件に薬物治療が必須というのは適切とは思わないこと、発達障害は医学的治療だけで完結するものではなく、これはWHOも厚生労働省も明記している原則であること等から、請求人が手帳に該当しないという判断は遺憾である旨を主張しているものと解される。

しかし、現在の判定基準等は、法45条各項の規定に基づき処分庁が手帳の交付事務をするに当たって、障害等級の判定基準及びその運用についての合理的なガイドラインであると認められるところ、留意事項に照らせば、精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態の各判定は、原則として、長期間の薬物治療下における状態で行うこととなる。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙1及び別紙2 (略)